

湯沢市 婚活サポート 補助金

入会に要する初期費用

最大で

5万円

年間を通じて支払う会費

最大で

10万円

結婚して湯沢市に住み続けたい！
と思っている方に、婚活のために結婚相談所
に入会して活動する費用の一部を補助します

補助の対象となる経費は？

○初期費用（結婚相談所の入会に要する費用）

- ・補助金の額 初期費用（入会金・登録料等）として、補助金を申請する年度に支払った経費の2分の1（100円未満切り捨て）又は5万円のいずれか低い額

※入会金や登録料等が1年ごとに必要な場合は初回のみ対象となります。

○会費（結婚相談所に年間を通じて支払う会費）

- ・補助金の額 会費として、令和6年4月1日から結婚までの間に支払った経費の2分の1（100円未満切り捨て）又は10万円のいずれか低い額

※会費の補助について、結婚に至らなかった場合は対象となりません。

※申請日において湯沢市内に住所を有していない場合は対象となりません。

婚活サポート補助金の詳細については裏面をご覧ください。

あなたの

婚活応援

します！



ゆざわ婚活応援団
佐藤 一夫 団長



湯沢市

担当窓口

ふるさと未来創造部 まちづくり協働課
交流・未来づくり推進班（湯沢市役所本庁舎3階）

お問い合わせ

0183-56-8386
mirai-gr@city.yuzawa.lg.jp

湯沢市
HP



■婚活サポート補助金とは？

出会いの機会の創出及び結婚の促進を図るため、結婚を希望する独身の男女に対し、結婚相談所の利用に要した経費の一部を補助します。

■補助金の対象となる結婚相談所

結婚を希望する独身の会員に、結婚を前提とした出会い及び交際から結婚に至るまでのサービスを提供する事業者であって、秋田県内に本店、支店または営業所を有する事業者が対象です。

■補助を受けることができる方

- (1) 補助金の申請時において市内に住所を有する方。
- (2) 市税及び上下水道料金を滞納していない方。
- (3) 外国人の場合は、出入国管理及び難民認定法その他の法令に基づき、日本国に永住権を有する方。

■補助金の申請方法

次の書類を添えて、市役所担当窓口（ふるさと未来創造部まちづくり協働課未来づくり推進班）に提出してください。

初期費用の申請方法

申請に必要な書類	①補助金（初期費用）交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第1号） ②結婚相談所の事業内容を確認できる書類（パンフレット、チラシ等の写し） ③補助対象経費に係る領収書等の写し
申請方法	右の二次元バーコードをお読み取りいただきオンラインで申請するか、担当窓口へ持参または郵送にて必要書類を提出してください。 〒012-8501 湯沢市佐竹町1-1 湯沢市役所まちづくり協働課交流・未来づくり推進班



会費の申請方法

申請に必要な書類	①補助金（会費）交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第2号） ②会費の金額を確認できる書類（パンフレット、規約等の写し） ③会費の支払いに係る領収書等の写し ④婚姻に係る受理証明書または戸籍謄本
申請方法	担当窓口へ持参または郵送にて必要書類を提出してください。 ※会費はオンライン申請できません。

■その他

- (1) 補助金のご指定の口座へ振込によりお支払いいたします。
- (2) 補助金の対象となる秋田県内に本店、支店または営業所を有する事業者や、補助金の内容についてのお問い合わせは担当窓口（☎0183-56-8386）へご連絡ください。

■留意事項

- (1) ご提出いただいた申請書類や資料については、湯沢市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱い、秘密を厳守します。
- (2) 婚活に伴う被害や事故及び賠償責任等に関して、市は一切責任を負いません。